

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則		
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	1
訓 令		
○東京オリンピック連携局規程……………	(人事課)	1
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	2
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………	(法制文書課)	2

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月20日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第55号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
「胆振東部地震災害復興支援室
第25条の2第1項中「胆振東部地震災害復興支援室」を
東京オリンピック連携局
」
に改める。
別表第9環境生活部の項を次のように改める。

環境生活部	東京オリンピック連携推進監	上司の命を受け、第32回オリンピック競技大会におけるマラソン競技及び競歩競技の実施の支援等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	アイヌ政策監	上司の命を受け、アイヌ政策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(北海道職員倫理規則の一部改正)
- 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。
別表第1中第28号を第29号とし、第8号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。
8 東京オリンピック連携推進監

訓 令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

東京オリンピック連携局規程を次のように定める。
令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

東京オリンピック連携局規程
(設置)

第1条 第32回オリンピック競技大会におけるマラソン競技及び競歩競技の実施の支援等に関する事務を処理させるため、北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第4条の規定により、環境生活部に東京オリンピック連携局（以下「局」という。）を置く。
(分掌事務)

第2条 局の分掌事務は、次のとおりとする。

- 道内における第32回オリンピック競技大会の活性化に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。
- 第32回オリンピック競技大会におけるマラソン競技及び競歩競技の実施に係る支援及び協力に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。
(内部組織)

第3条 局に東京オリンピック連携課を置く。
(職及び職務)

第4条 次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	主幹	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務を処理し、又は整理する。
	主査	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置くことができる。その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
局	担当局長	上司の命を受け、局の主管に属する特定の事務（部長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（部長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
	総括主査	上司の命を受け、課内外との連絡調整等に関する事務を処理する。

3 前2項に定めるもののほか、局に必要なに応じて次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。

附 則

この訓令は、令和元年12月20日から施行する。

北海道訓令第10号

本 庁

出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「空港戦略推進監」の次に「、東京オリンピック連携推進監」を加える。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第16項中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第3条第4項本文の規定に基づき、卸売市場の認定をすること。

別表第6の職員監、危機管理監、地域振興監、交通企画監、空港戦略推進監、アイヌ政策監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「空港戦略推進監」の次に「、東京オリンピック連携推進監」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年12月20日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、同月21日から施行する。

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「 | スポーツ局スポーツ振興課 | スポーツ | を
| | |
「 | スポーツ局スポーツ振興課 | スポーツ | に改める。
| 東京オリンピック連携局東京オリンピック連携課 | オリ連 | 」

附 則

この訓令は、令和元年12月20日から施行する。